

変更後	変更前
<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 2 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) かめや釣具 萩原店 大分市萩原2丁目2-26 097-556-9141</u></p> <p><u>(14) オンラインシステム 釣りチケ、フィッシュパス</u></p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 2 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) オンラインシステム 釣りチケ、フィッシュパス</u></p>